

令和3年（ネ受）第62号 上告受理申立事件

上告受理申立人 一審原告 67名

被上告受理申立人（相手方） 国 東京電力ホールディングス株式会社

上告受理申立理由書 2  
(損害について)

2021（令和3）年6月16日

最高裁判所 御 中

上告受理申立人ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 克 昌



同 弁護士 関 夕三郎



同 弁護士 長谷川 亮 輔



同 弁護士 門 馬 義 昭



同 弁護士 館 山 史 明



外

## 目次

第1 上告受理申立理由の要旨 .....	3
第2 上告受理申立理由1（原賠法3条1項の解釈） .....	3
1 慰謝料額の認定と法律審 .....	3
2 平穩生活権という被侵害利益の特性が適切に評価されていないこと .....	4
3 一審被告東電の故意・重過失が適切に評価されていないこと .....	7
4 自主的避難等対象区域から避難した一審原告らの損害額が不当に低く評価されていること.....	7
第3 上告受理申立理由2（自主的避難等対象区域からの避難者に対する弁済充当） .....	12
1 原判決の認定.....	12
2 財産的損害に対する賠償を慰謝料に充当すべきでないこと .....	13
3 自主的避難等対象区域の一審原告らに対する「精神的損害」の既払金について、少なくとも大人一人4万円、妊婦・子ども一人20万円は、慰謝料に対する弁済として充当すべきでないこと .....	15
4 小括.....	17
第4 上告受理申立理由3（本件事故当時未出生であった一審原告の請求が棄却されたことについて原賠法3条1項の解釈に誤りがあること） .....	18
1 はじめに .....	18
2 本件原発事故による被害は継続的に発生していると言うべきであること ..	18
3 権利・利益の実相に着目しても、未出生であった一審原告らも権利・利益侵害を被っていること .....	20
4 一審被告東電自身が本件原発事故発生後に出生した被災者に対する損害賠償義務の存在を認めていること.....	21
5 小括.....	22

## 第1 上告受理申立理由の要旨

原判決は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項本文に基づき、本件事故と相当因果関係のある損害について、一審被告東電の賠償責任を認めた。

しかし、原判決において一審原告らの損害として認容された損害額（慰謝料額）は、著しく不相当で経験則又は条理に反するものであり、原判決の判断は、原賠法3条1項の解釈を誤っている（以下、「上告受理申立理由1」という。）。

このように原判決の認容した損害額が低くなったのは、主に以下の3つの点が原因となっていると考えられる。

- ①平穏生活権という被侵害利益の特性が適切に評価されていないこと
- ②一審被告東電の故意・重過失が適切に評価されていないこと
- ③自主的避難等対象区域から避難した一審原告らの損害額が不当に低く評価されていること

また、原判決は、自主的避難等対象区域からの避難者について、弁済充当すべきでない既払金の弁済充当を認めており、改正前民法490条の類推適用及び原賠法3条1項の解釈を誤っている（以下、「上告受理申立理由2」という。）。

さらに、原判決は、本件事故当時未出生であった一審原告の請求を棄却したが、これは、原賠法3条1項の解釈を誤ったものであり、不当である（以下、「上告受理申立理由3」という。）

そこで、以下、上告受理申立理由3点について詳しく論じる。

## 第2 上告受理申立理由1（原賠法3条1項の解釈）

### 1 慰謝料額の認定と法律審

まず、慰謝料額の認定は事実認定の問題か、それとも法律判断かという問題

があるが、一般に、「慰籍料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり、ただ右認定額が著しく不相当であって経験則もしくは条理に反するような事情でも存するならば格別」に法律判断になるものと解されている（最判昭和38年3月26日集民第65巻241頁）。

そして、諸般の事情に照らして「慰謝料額が低きに失し、著しく不相当であって、経験則又は条理に反し、右にみるような慰謝料額認定についての原審の裁量判断は、社会通念により相当として容認され得る範囲を超える」場合には、原審の判断は違法となる（最判平成6年2月22日民集第48巻2号441頁）。

本件では、以下に述べるとおり、被侵害利益の捉え方、一審被告らの故意・重過失を適切に評価していないこと、そして、とりわけ自主的避難等対象区域からの避難者の慰謝料額に照らすと、原判決の認定額は著しく不相当で経験則又は条理に反するものと言わざるを得ず、原判決の判断は、原賠法3条1項の解釈を誤っており、違法である。

## 2 平穩生活権という被侵害利益の特性が適切に評価されていないこと

### (1) 原判決における被侵害利益の捉え方

原判決は、「何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穩な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティーの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有すると解される。」（原判決256～257頁）として、このような利益を包括して「平穩生活権」であると認めた上で、この平穩生活権の中に「一審原告らが『ふるさと喪失』と主張する避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりの喪失も含まれる」と判示した（原判決257頁）。

また、平穩生活権は、「憲法13条、22条1項等に照らし、原賠法上においても保護されるべき利益」（原判決256頁）であり、「本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穩な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そしてこのことは、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。」（原判決256～257頁）と述べた。

これは要するに、本件事故の被侵害利益は平穩生活権であり、避難指示区域の避難者だけでなく、自主的避難等対象区域の避難者でも一般人の感覚に照らして避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係があると認められる者については、本件事故により平穩生活権が侵害されたものと考えられるということの意味している。

原判決が、平穩生活権を一審判決のように自己決定権を中核とする権利として構成しなかった点は正当であるが、以下に述べるとおり、本件事故による侵害は、一審原告らの生活基盤そのものを全面的に破壊するほど大きなものであり、原判決の認定した損害額は、上記の侵害の大きさを適切に反映したものとはいえない。

## (2) 一審原告らの主張する被侵害利益

一審原告らが本件事故によって侵害されたと主張しているのは、包括的生活利益としての平穩生活権であり、これを構成する要素、すなわち i) 放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii) 人格発達権、iii) 居住移転の自由及び職業選択の自由並びに iv) 内心の静穏な感情を害されない利益は、

相互に密接に結びついている。そして、これらの様々な権利・利益の集合体の中には、住み慣れた地域とそこにおける人との繋がりや喪失、すなわちふるさと喪失が含まれる。

本件事故により、一審原告らは、避難を余儀なくされた結果、住み慣れた地域での生活を破壊され、慣れない地での生活を強いられ、きわめて深刻な被害を受けた。このような一審原告らの被害を段階的に捉えると、以下のよう、避難行動の開始段階における侵害、コミュニティ・ふるさと喪失、避難先における侵害の3段階に分けることができる。

まず、避難行動の開始段階においては、避難命令を受けた、または避難命令の対象地域でなくとも放射線被ばくによる健康被害を避けるため、もしくは地域生活がもはやできない状態になったため他の地域に移転せざるを得ないなどの外的事情によって、自らの意思によって生活する場所を選択する権利としての自己決定権が大きく侵害されたといえる。

次に、住み慣れた地域が放射能汚染によって汚染され、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益を害され、あるいは、大規模な避難によって社会の構成要素が大きく変容した結果、コミュニティ・ふるさとを失い、人格発達権、居住移転の自由及び職業選択の自由及び内心の静穏な感情を害されない利益が大きく侵害されたといえる。

そして、避難先における生活を送る段階では、差別・いじめを受けたり、慣れない地において新たな職場・学校等の生活環境につくことを強いられたりしたことによって、人格発達権、居住移転の自由及び職業選択の自由、内心の静穏な感情を害されない利益が大きく侵害されたといえる。

これらの侵害は、本件事故前の一審原告らの生活・労働・生産活動の基盤が根こそぎ奪われたというべき重大な侵害である。このような重大な侵害に対する慰謝料額として、原判決が認定した金額は、あまりにも低すぎるというべきである。

(3) 小括

原判決は、本件事故による平穩生活権の侵害が、一審原告らの生活・労働・生産活動の基盤を根こそぎ奪うほどの重大な侵害であったことを看過して損害評価をしており、是正されるべきである。

3 一審被告東電の故意・重過失が適切に評価されていないこと

原判決は、「一審被告東電において本件津波の発生を予見することはできなかったと認められる。また、長期評価の知見に基づいて防潮堤を設置したとしても本件津波が10m盤に浸水することを防ぐことはできず、当時の水密化の技術に照らして水密化措置により本件事故を回避できたとも認め難い。」（原判決272頁）として、一審被告東電の予見可能性・結果回避可能性を否定した上で、「一審被告東電に故意又は重大な過失があったとまでいうことはできない」（原判決272頁）と判示した。

しかし、上告受理申立理由書1でも述べたとおり、長期評価の信頼性は高く、長期評価の知見に基づいて本件津波を予見することは可能であったし、長期評価を受けて一審被告東電が水密化措置等の対策を取っていれば、当時の水密化の技術でも本件事故を回避することは可能であった。

したがって、一審被告東電には本件事故の予見可能性も結果回避可能性もあったのであり、それにもかかわらず何ら対策を取らなかった一審被告東電には故意または重過失があったと言わざるを得ない。

一般に、加害者の故意又は重過失は慰謝料増額の考慮要素と考えられており、原判決は、このような一審被告東電の故意・重過失を看過して損害評価をしているから、是正されるべきである。

4 自主的避難等対象区域から避難した一審原告らの損害額が不当に低く評価

## されていること

### (1) 原判決の認定した損害額及び考慮要素

原判決の認定した損害額を区域ごと（自主的避難等対象区域については、大人と妊婦・子どもに分けた。）に整理すると、以下の表のとおりとなる。

帰還困難区域	1 5 0 0 万円
居住制限区域	1 2 0 0 万円
避難指示解除準備区域	1 1 0 0 万円
旧緊急時避難準備区域	2 6 0 万円～3 0 0 万円
特定避難勧奨地点	5 8 0 万円
自主的避難等対象区域（大人）	3 0 万円～4 0 万円
自主的避難等対象区域（妊婦・子ども）	5 0 万円～7 0 万円

避難指示区域の損害額が260万円ないし1500万円である一方、自主的避難等対象区域の損害額は30万円ないし70万円であり、帰還困難区域か、避難指示解除準備区域か、特定避難勧奨地点か、自主的避難等対象区域かといった事故前の居住地によって、賠償額に最大50倍、金額にして少なくとも200万円以上の差が生じていることがわかる。

また、原判決は、これらの損害を認定するにあたって、「ある程度類型的に慰謝料額を算定することも許される」（原判決267頁）とした上で、算定の方法について、「一審原告らが避難前に居住していた地域が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備地域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点又は自主的避難等対象区域のいずれに所在していたかは、慰謝料額算定に当たっての類型的な考慮要素となる。」（原判決267頁）として、一審原告らの居住地が慰謝料算定の考慮要素となると述べた。

### (2) 自主的避難等対象区域か否かで損害の内容・大きさに差異がないこと



本件事故によって侵害された利益は、本書面第2・2(2)(5～6頁)で述べたとおり、包括的生活利益としての平穩生活権であり、一審原告らの生活・労働・生産活動の基盤を根こそぎ奪うほどの重大な侵害であった。

原判決は、「本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穩な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そしてこのことは、政府等による避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。」

(原判決256～257頁)と判示し、自主的避難等対象区域の避難者でも一般人の感覚に照らして避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係があると認められる者については、本件事故により平穩生活権が侵害されたものとしている。

そして、原判決は、「年間20mSvを超えない地域に居住していた避難者が抱いた放射線被ばくへの不安や恐怖が単なる漠然とした主観的な不安や恐怖であって、何ら客観的根拠に基づかないものであるとして、一律に避難の合理性を否定し、本件事故と避難との間に相当因果関係がないとすることは相当ではな」い(原判決260頁)とし、結論として自主的避難等対象区域からの避難者である一審原告全員について避難の合理性を認定し、自主的避難等対象区域に居住していた一審原告らについても、平穩生活権の侵害があったことを認めている。

そして、この侵害を段階的に捉えると、①避難開始段階における自らの意思によって生活する場所を選択する権利としての自己決定権の侵害、②コミュニティ・ふるさとを失ったことによる、放射線被ばくへの恐怖不安にさ

らされない利益、人格発達権、居住移転の自由及び職業選択の自由及び内心の静穏な感情を害されない利益の侵害、③避難先での人格発達権、居住移転の自由及び職業選択の自由、内心の静穏な感情を害されない利益の侵害に分けることができる。

①避難開始段階において、避難指示区域の居住者が居住地に留まる選択をすることができなかつたのはもちろんであるが、自主的避難等対象区域の居住者もまた、放射能という見えない恐怖やコミュニティー・ふるさとの変容に脅かされ、避難せざるを得なかつた者が多数いた。一般人の感覚に照らして避難に合理性が認められるということは、一般人であれば避難指示がなくても避難せざるを得ないと思うような状況であったということであり、外的な事情によって避難せざるを得なくなったことは、避難指示による避難と何ら変わりがない。したがって、避難開始段階における損害の内容・大きさが避難指示の有無で変わるとは、考え難い。

②コミュニティー・ふるさとを避難者が失つたことで、様々な利益の侵害を受けたことは、既に述べたとおりであるが、避難のきっかけが何であったかによって、侵害の大きさが変わるものではない。したがって、コミュニティー・ふるさとを失つたことによる損害の内容・大きさが避難指示の有無で変わるとは、考え難い。

そして、③避難先で差別・いじめを受けたり、慣れない生活環境を強いられたりすることは、既に述べたとおりであるが、避難のきっかけが何であったかによって、これらの損害の大きさが変わるものではない。避難指示区域からの避難者には「自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる慰謝料」

（日常生活阻害慰謝料）が中間指針及び一審被告東電の基準に基づき支払われているが、この「自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたこと」は、自主的避

難等対象区域からの避難者も全く変わりがない。したがって、避難先における損害の内容・大きさが避難指示の有無で変わるとは、考え難い。

(3) 原判決の認定した賠償額が平等原則（憲法14条1項）に反すること

原判決が自主的避難等対象区域から避難した一審原告らについて認定した賠償額は、損害の内容に比して著しく低額であり、そのこと自体、条理や経験則に反しており裁量を逸脱している。

さらに、原判決は、自主的避難等対象区域から避難した一審原告らも避難の合理性が認められ、平穩生活権が侵害されたことは同じと認定しながら、上記(1)で述べたとおり、認定した損害額は、特段の理由も示さず、事故前の住所によって最大50倍もの差異があり、これは憲法14条に反するものである。

憲法14条1項後段は「人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない」と規定している。

ここで、「社会的身分」とは、「社会において占める継続的な地位」（最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁）をいうところ、事故前の住所（これによって区域等が一義的に定められることになる）はまさに社会において占める継続的な地位となっている。

なぜなら、人が住居を生活の本拠とするとともに、行政も住民票等により市民の所在を確認していること等に照らせば、住所と社会とは切り離せない関係にあるため、事故前の住所も、当然に社会において占める継続的な地位といえるからである。そのため、事故前の住所は憲法14条1項後段「社会的身分」に該当する。

一方で、上記第2・1、第2・3(2)で述べたとおり、原告らが抱いた精神的苦痛、本件によって侵害された被侵害利益（原判決256頁以下）は、避難区域等によって変わるものではなく、少なくとも本件原告らの事故前の住所に照らせば、事故により感じた不安や恐怖そのものに大きな差異は設けら

れるはずがない。国が決めた避難区域等の有無により、原告ら個人の精神的苦痛の程度が大きく左右される等といったことはあってはならない。よって、損害額を認定するに当たり、避難区域等の差異は現実的な意味を有しない。

これに対して原判決は、一審原告の損害額を個別に認定すべく、避難区域等を基準としているところ、上記で述べたとおり事故前の住所によって最大50倍の差異のある賠償額を認定している。この結論は、一審原告それぞれにおいて生じた損害額を公平に判断する目的に照らせば、むしろ極めて不公平なものであり、事故前の住所という社会的身分に基づく不合理な差別である。

#### (4) 小括

以上より、本件事故による、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害の度合いは、避難指示を受けたか否か、すなわち自主的避難等対象区域の居住者であったか否かによって変わるものではなく、自主的避難等対象区域の居住者の損害額も、避難指示区域の居住者の損害額と同様に算定されるべきである。

それにもかかわらず、原判決は、自主的避難等対象区域の一審原告らの損害額を、避難指示区域の一審原告らの損害額に比べて平等原則に反して不当に低く評価しており、著しく不相当で裁量の逸脱が明らかであるため、是正されるべきである。

### 第3 上告受理申立理由2(自主的避難等対象区域からの避難者に対する弁済充当)

#### 1 原判決の認定

原判決は、自主的避難等対象区域からの避難者に対する一審被告東電の既払金の充当について、「一審被告東電としては、精神的損害に対する賠償として支払われた…(中略)…自主的避難等対象区域の住民に対する8万円又は48万

円の全額をもって弁済を主張できる」と判断した（原判決282頁）。

しかしながら、かかる判断は、弁済充当すべきでない既払金の充当を認めるもので、原判決の判断は、改正前民法490条の類推適用及び原賠法3条1項の解釈を誤っており、違法である。

## 2 財産的損害に対する賠償を慰謝料に充当すべきでないこと

一般に、1個の加害行為による損害項目が複数にわたる場合であっても、訴訟物が1個であれば、特定の損害項目に対する弁済を他の損害項目に充当することも許されるのが原則である。

しかし、1個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案<sup>1</sup>において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲のみ合意形成をして損害項目ごとに弁済をすることがある。そして、そのように部分的な支払を積み重ねた場合において、本件事故のように、損害項目が多数あり、損害が発生する期間も長期間にわたり、損害額も高額となるときに、被害者が、ある特定の費目に関する金額に不服がある場合に、全ての損害項目についての全損害額を立証しなければ不服がある部分について適切な判断を受けられずに賠償を受けることができないとするのは、被害者救済の観点から不適切である。

しかも、原賠法3条1項は、「原子炉の運転等により原子力損害を与えたとき」に適用される条文であるところ、この条文が適用される事故というのは、正に本件事故がそうであるように、一瞬にして、自然人及び法人を含めて百万人規模の人が被害者となり、加害者である原子力事業者やその規制庁である国との間にその被害者の数だけ債権債務関係が発生することを本質的に予定している条文である。このような極めて特殊な法律関係において、「訴訟物が1個であれば、特定の損害項目に対する弁済を他の損害項目に充当することができる」

---

<sup>1</sup> 1つの訴訟物について損害項目が複数ある事案において、損害項目を特定して弁済を行う場合、一個の債務の弁済として損害項目ごとに数個の給付を行っていると考えられるから、改正前民法490条の類推適用の問題であると捉えるべきである。

という原則論を維持するのは現実性に欠け、合理性がない。極めて多数の債権債務について、長期間にわたって、部分的な賠償金の支払事務を可及的速やかに進めることが求められる原賠法3条1項については、賠償の合意が可能な範囲で賠償額及び支払額を確定させて着実に賠償事務を進めることが、正にその趣旨に沿うものというべきである。

したがって、加害者と被害者の間に、損害項目を特定した上で、当該損害項目に限って弁済をするとの合意がされていたと認められる場合には、当該合意が優先され、合意していない損害項目に既払金を充当すべきでない。

本件では、一審被告東電の公表賠償基準や中間指針等で損害項目を特定した賠償基準が示され（原判決273頁～281頁）、ADR手続においても損害項目を特定した上で合意がされていることが一般的である（乙E1の2等）。これらの賠償基準の定め方等に加え、本件事故の性質や、一審被告東電の賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、一審被告東電と一審原告らの間の各合意書の記載内容等に照らせば、一審被告東電が一審原告らに支払った既払金については、直接請求のみをした一審原告らであるか、ADR手続を利用した一審原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済するとの合意がされていたと考えるべきであり、財産的損害に対する既払金を慰謝料に充当すべきではない。

なお、本件と同じく、福島第一原発事故によって福島県から新潟県内に避難した住民が起こした訴訟において、本年（令和3年）6月2日に言い渡された新潟地裁判決（以下、「新潟地裁判決」という。）は以下のとおり、上記と同旨の内容の判断を示した（同判決587～588頁）。

「しかし、1個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲のみ合意形成をして損害項目ごとに弁済をすることは相応にあり得るものであるところ、本件事故に関し、被告東電の公表賠償基準（前記認定事実（第1章）第5の6）

や中間指針等においても損害項目を特定して賠償基準を示しており、また、ADR 手続においても損害項目を特定した上で合意をしていることが一般的であるとみられる（甲E各号証等参照）。これらの賠償基準の定め方等に加え、本件事故の性質や、被告東電の賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、上記各合意書の記載内容等に照らせば、被告東電が原告らに支払った既払金については、直接請求をした原告らであるか、ADR 手続を利用した原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済するとの合意がされていたと容易に認められる（少なくとも、財産上の損害と精神的損害という被侵害利益を異にするものについては、別個のものとして弁済をしていることは明らかであり、そうであるからこそ、被告東電においても、本件訴訟の終盤に至るまで、精神的損害の賠償額を主張しつつも、かかる賠償額は事情として主張していたものである。）のであって、他の損害項目に充当されることがあり得るとの趣旨で弁済がされたと認めることは困難である。

よって、この点に関する被告東電の主張は採用できず、財産上の損害に対する賠償との名目で支払われた既払金を、本件事故により生じた精神的苦痛に係る慰謝料を請求する本件請求権に対する弁済として認めることはできない。」

### 3 自主的避難等対象区域の一審原告らに対する「精神的損害」の既払金について、少なくとも大人一人4万円、妊婦・子ども一人20万円は、慰謝料に対する弁済として充当すべきでないこと

一審被告東電は、中間指針等を踏まえ、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者に対し、以下のとおりの賠償を行った（原判決281頁）。

「a 平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）について、18歳以下であった者及び妊婦以外の者に対

して8万円

- b 平成23年3月11日から同年12月31日まで、18歳以下であった者及び妊婦に対して40万円
- c 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して8万円

そして、原子力損害賠償紛争解決センターにおける標準的な取扱いとして、「東電から受領した23年分の定額賠償金は、大人一人4万円、子ども一人20万円を慰謝料相当額部分として扱い、慰謝料相当額部分『以外の部分』に相当する金額を、23年分の賠償額から控除する」とされていた（甲C53・28頁）。

上記のような運用がされていたことは、「平成23年12月31日までの慰謝料額が4万円とされている原告ら…（中略）…については、ADR手続における個別的和解において、中間指針追補に基づく8万円の賠償金の内訳について、ADRセンターの運用に基づき、4万円を精神的損害の賠償金とし、その余の4万円を生活費増加分等の賠償金とするという内訳を明示した和解案が提示され、かかる和解案を尊重の上で和解契約を締結している」（平成28年10月21日付け一審被告東電準備書面（101）2頁）と、一審被告東電も認めている。

したがって、自主的避難等対象区域の一審原告らに対する「精神的損害」の既払金のうち、少なくとも大人一人4万円、妊婦・子ども一人20万円は、慰謝料に対する弁済として充当すべきでない。

なお、以下のとおり、新潟地裁判決は、上記と同旨の内容の判断を示した（同判決589～590頁）。

「 中間指針等及び被告東電の公表賠償基準によっても、上記既払金には、精神的苦痛に対する慰謝料のほか、生活費の増加費用という財産上の損害



に対する賠償が一定の割合含まれていることは明らかである…(中略)…。  
このことは、事故時住所が自主的避難等対象区域の原告らと被告東電との間のADR手続における各合意書において、精神的苦痛に対する慰謝料が、おおむね、妊婦又は18歳以下の者については平成23年分として支払われた40万円のうち20万円、一般大人については同8万円のうち4万円として算出されていること及び原子力損害賠償紛争解決センターにおける標準的な取扱いとして慰謝料相当部分を上記のように扱うこととされていたこと(前記認定事実第6の3)とも整合するものである。

そうすると、被告東電の上記既払金について、その全額を、精神的苦痛に対する慰謝料を求めている本件請求金に対する弁済として充当することはできず、その一部のみが弁済として充当されるべきである。

そして、その範囲としては、上記ADR手続における取扱いや、被告東電が行っている自主的賠償が、本件事故によって避難等をした者に対して速やかに賠償を行うために、一定の画一性を持った取扱いをしているものであること等に鑑みれば、ADR手続の利用の有無にかかわらず、原則として、前記(1)の各金額の2分の1の金額を、慰謝料として認めるのが相当である」

#### 4 小括

以上より、自主的避難等対象区域の一審原告らについては、「精神的損害」として賠償された既払金のうち、大人一人4万円、妊婦・子ども一人20万円が生活費の増加費用、すなわち財産的損害に対する既払金であるから、これを慰謝料に対する弁済として充当するべきではない。

これに反する原判決は、改正前民法490条の類推適用及び原賠法3条1項の解釈を誤るものであり、是正されるべきである。

#### 第4 上告受理申立理由3（本件事故当時未出生であった一審原告の請求が棄却されたことについて原賠法3条1項の解釈に誤りがあること）

##### 1 はじめに

原判決は、「原告番号■■■■は、不法行為時である本件事故発生時に胎児として存在していたことを認めるに足りる証拠はないから、平穩生活権を侵害されたとみることとはできず（民法721条参照）、このことは一審被告東電がその賠償基準に基づいて同一審原告に対しても一定の賠償をしていることによって左右されものではない。」（原判決380頁）として、本件原発事故発生当時未出生であった一審原告（原告番号■■■■）について、請求を棄却した。

しかし、本件原発事故による権利・利益侵害は継続的に発生するものであり、本件原発事故発生当時未出生であった原告番号■■■■に対しても平穩生活権の継続的な侵害が及んでいる。原判決はこの点を看過したものであり、原賠法3条1項の解釈に誤りがある。

本件原発事故による被害は継続的なものであり、本件原発事故発生時に胎児として存在していたか否かにかかわらず、出生と同時に本件原発事故による権利・利益侵害及び損害を被っている。本件原発事故時に未出生であった一審原告についても、本件原発事故さえなければ生活することができた場所で生活するという自由を奪われ、避難先での生活を余儀なくされたものであり、一審被告らの不法行為によって被害を受けている。

以下、順に論じる。

##### 2 本件原発事故による被害は継続的に発生していると言うべきであること

###### (1) 本件原発事故で破壊された地域社会の在り方は復元不可能であること

本件原発事故による被害の特徴は、広範な放射能汚染によって、避難を強いられたり、或いは、地域の在り方そのものが大きく変容させられてしまい、

元通りの状態に戻すことが不可能であるという点にある。

ここで「元通りの状態に戻すことが不可能である」という意味には、①どの場所でどのような生き方をするかを選択するという自由が一度侵害された場合、その変更を強いられた人生を本来の在り方に戻すことができない、という意味だけではなく、②本件原発事故のために大きく変容してしまった被災地域の在り方を元通りに戻すことが不可能である、という意味も含まれると言ふべきである。

(2) 本件原発事故による権利・利益侵害が継続する性質を有していること

このように、「包括的生活利益としての平穩生活権」とその構成要素である「i) 放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii) 人格発達権、iii) 居住・移転の自由及び職業選択の自由並びにiv) 内心の静穏な感情を害されない利益」に対する侵害は、本件原発事故の発生と同時に終わるものではなく、その後も発生し続けていると言える。

例えば避難者の場合、被災地域以外の場所に避難を行った時点において、被害発生の実事が完全に終了した、と考えるとすれば、それはその後避難先で発生する様々な苦痛を無視することになり、重大な誤りである。

現時点でもなお、一審原告らにとって本来暮らすべきであった被災地域に一審原告らが戻って生活をする事ができず、或いは、仮に被災地域に戻ったとしても地域の在り方は本件原発事故前と大きく変容したものになっておりこれを元通りにすることは不可能であるから、一審原告らの権利・利益に対する侵害は、現在もなお継続していると見るべきである。

(3) 継続的な損害を観念することは何ら珍しいことではないこと

一審被告東電らが過失によって放射性物質を放出させる事態を生ぜしめた、という行為自体は、本件原発事故の発生と同時に終了していることと見ることができが、そのような加害者の行為終了後も、「権利・利益侵害」及び「損害」が継続的に発生する、と考えること自体は、何ら珍しいことではない。

例えば、土地を有害物質によって汚染するという不法行為によって他人の健康被害等の損害が発生する事案の場合、加害者の積極的な行為自体は、土地を有害物質によって汚染した時点で終了している。しかし、有害物質の存在によって継続的に被害者の健康被害が生じる限り、加害者の行為とこのような損害の継続的な発生を一体的に捉えることができる（その結果、例えば有害物質が除去されない限り消滅時効が起算されないという結論を導くこともできると考えられる。）。また、B型肝炎に関する国家賠償請求訴訟においては、消毒等の指導義務違反による集団予防接種時の注射器の使い回しという加害行為を受けた被害者がB型肝炎に罹患した場合（一次感染）、その被害者の子どもが母子感染した場合（二次感染）も、賠償の対象とされている。一次感染者は幼少期にウイルスに感染したことが前提とされており、当然、二次感染者は胎児の状態ではないが、被害（損害）が継続するという特殊性から賠償が認められているものである。

この例からも分かるように、加害者の積極的な行為が終了した後も損害が継続的に発生すると考えることは可能であり、本件原発事故の被害の特徴を見れば、むしろ、このような捉え方がなされるべきである。

### 3 権利・利益の実相に着目しても、未出生であった一審原告らも権利・利益侵害を被っていること

本件原発事故時に未出生であった一審原告らは、本来生まれるべき場所乃至は暮らすべき場所は、被災地域であったと解されるどころ、本件原発事故後に避難生活を行う家庭の中に出生した以上、生まれながらに避難生活を強いられており、「本来生まれ育つはずなのであった場所で生まれ育つことができなくされた」という意味において、人格発達権や居住・移転の自由が著しく侵害されている。

本件原発事故時に未出生であった一審原告らは、むしろ、生まれながらにし

て避難生活を強いられたと考えるべきであり、人格発達権と居住・移転の自由の侵害の程度は、大きいと言うべきである。このように、本件原発事故後に避難生活を行う家庭の中に出生した原告についても、平穏生活権を侵害される主体となる。このことは、本件事故発生時に胎児として存在していたか否かに関わらず妥当する。

よって、仮に、原告番号 ■■■■ 番が本件事故時に胎児として存在していなかったとしても、そのことは本件原発事故による平穏生活権の侵害を否定することにはならない。

#### 4 一審被告東電自身が本件原発事故発生後に出生した被災者に対する損害賠償義務の存在を認めていること

以上で述べた点に関連して、一審被告東電が、自社の「福島復興への責任」というホームページ（甲C36）において公表している賠償の方針において、次の記載がある。

「04：移住を余儀なくされたことによる精神的損害

（中略）

事故発生後、一定期間内に生まれた子供は対象となるのか。（Q04-4）

避難を継続されているご世帯において、2017年5月末までに出生される新生児も対象とさせていただきます。

（A04-4）」

上記のとおり、一審被告東電自身が、本件原発事故時点においては未出生であったとしても、2017年（平成29年）5月末日までに出生した者であれば、「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」の賠償を行うとしている。

このように、本件原発事故発生後に出生した者であっても、本件原発事故時に胎児として存在しているか否かにかかわらず賠償をされるべき損害を被っていると考えることが常識に適っており、ほかならぬ一審被告東電自身も認めているところでもある。

## 5 小括

以上のとおり、原判決が本件原発事故時に未出生であった原告番号■■■■■について請求を棄却した点には、原賠法3条1項の解釈に誤りがあり、是正されるべきである。

以 上